

島地甲第5033号

令和3年3月24日

各所属長殿

保存期間	10年
------	-----

最終改正 令和4年3月23日

島根県警察本部長

島根県警察用航空機の運用等に関する訓令の運用について（例規通達）

島根県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成5年島根県警察訓令第22号）を全部改正し、新たに島根県警察用航空機の運用等に関する訓令（令和3年島根県警察訓令第18号。以下「訓令」という。）を制定したところであるが、訓令の運用について次のとおり定め、令和3年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、島根県警察用航空機の運用等に関する訓令の制定について（平成5年10月25日島通指第138号本部長例規通達）は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

記

1 航空業務計画（第3条関係）

- (1) 航空業務を行うに当たり、航空機の運航の安全の確保及び警察業務の効率的な遂行に資するため、年度末までに翌年度の航空業務計画を策定するものとする。
- (2) 本条第2項の規定により各所属長から航空機の出動又は搭乗を要する年度計画の提出があったときは、当該年度計画について警備課長が策定する航空業務計画に組み込むものとする。

2 運航責任者（第5条関係）

- (1) 本条第2項に規定する運航責任者の職務代行者については、航空従事者の中から警備課長が指定するものとする。
- (2) 職務代行者については、警察官であるか否かは問わないものとする。

3 安全担当者（第6条関係）

安全担当者は、運航責任者を補佐することから、航空従事者の中から航空機を操縦する資格を有する者及び航空機を整備する資格を有する者をそれぞれ警備課長が指定するものとする。

4 出動要請等（第10条関係）

本条に規定する要請については、事前の協議を十分に行い、安全かつ効率的な運用を図るものとする。

5 航空機の搭乗手続（第11条関係）

警察職員以外の者の搭乗は、原則として承認しないものとする。ただし、警察本部長が事件、事故等の対応等のため必要と認めるときは、この限りでない。

6 臨時発着場（第12条関係）

- (1) 臨時発着場の選定については、次に掲げる事項について配慮するものとする。
 - ア 周囲の地形、地物等に留意し、可能な限り人家に隣接している場所及び不特定の者の出入りが多い場所は避けること。
 - イ 原則として、各警察署の管轄区域内に1か所以上選定すること。
 - ウ 複数の航空機が発着できる面積を有する場所とすること。
 - エ 他の航空機の通常の飛行経路を勘案し、緊急事態発生時にも利用可能な場所とすること。
- (2) 指定した臨時発着場については、緊急の場合において利用することとなるため、常にその状態を把握し、工事、土地の利用形態の変更等により利用できない状況になった場合は、警備課長に通報するものとする。

7 安全措置（第13条関係）

臨時発着場における航空機の出発の際の安全を確保するため、施設の管理者と協力し、関係者以外の立入りを禁止する等の安全措置を執ること。

8 事故調査（第16条関係）

- (1) 本条第1項に規定する航空機事故（警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号）第15条第2項に規定する特定事故を含む。）の調査については、技術的原因に限定することなく、異常気象、機長等の身体の故障等外的要因も含めた原因調査を実施すること。
- (2) 本条第1項に規定する事故調査については、専門的知識を要することから、必要により「航空機事故調査委員会」を設置して行うこと。この場合において、当該委員会の構成員については、警備課長が指定するものとする。